

学校いじめ防止基本方針

北海道小樽未来創造高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。さらには、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが多様性を認め、互いに支え合いながら意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、校長のリーダーシップの下、教員と心理・福祉等の専門スタッフとの連携・協働を図り、学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備する。

また、家庭、地域、関係機関等と連携し、「社会に開かれたチーム学校」として、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの問題の防止に努めること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、いじめの問題に継続的に対応すること。
- (5) 校内に「いじめ防止対策委員会」（構成：校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、保健主事、年次主任、教育相談担当、特別支援教育担当、当該担任、養護教諭（※必要に応じて、当該学科長、当該部活動顧問、外部有識者（本校スクールカウンセラー））を置き、未然防止、早期発見・解決等にあたること。

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめに対する基本的な考え方
- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
 - ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
 - ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- (3) いじめの内容（具体的ないじめの態様）
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ※これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- (4) いじめの要因
- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
 - ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題であり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、さまざまな場面で起こり得る。
 - ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
 - ・いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者になることへの回避感情などがあげられる。
 - ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれが役割と責任を十分に自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断することが大切である。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対し心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする期間が継続していること。
- (2) 被害生徒が心身に苦痛を感じていないこと
判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等によりいじめ防止対策委員会が確認する。

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。
【別紙1 日常の指導体制（未然防止・早期発見）】
年度末において、「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しを図る。
- (2) 緊急時の組織的対応
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。
【別紙2 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）】
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し
校内研修や年度末における学校評価をもとに、検証と見直しを定期的に行う。また、保護者については、入学式（PTA入会式）やPTA総会、地域からは学校評議委員、生徒については生徒総会などから意見を聴き取り、見直しを図る。

6 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識・帰属意識を互いに高める集団作り
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動を展開
 - ・ボランティア活動の充実
 - ・学校行事（学校祭・体育文化大会）の取り組みを通じた連帯感の醸成
- (3) 教育相談の充実
 - ・定期的な面談の実施（5月、7月、9月）
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会などの開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・科目「工業情報数理」、「情報処理」におけるモラル教育の充実
 - ・ネットパトロールの実施（通年）

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

7 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン 【別紙3】

(3) 教室および家庭でのサイン 【別紙4】

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・定期的な面談の実施（5月、7月、9月）

(5) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケートの実施（5月、10月、1月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

8 いじめへの対応

(1) 関係する生徒への対応

- ・関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
- ・関係生徒への支援および指導

(2) いじめを受けている生徒に対する支援

- ・いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
- ・苦痛の共感的な理解と対応
- ・安全、安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援（心のケア）

(3) いじめを行った生徒に対する指導

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。
- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じて、出席停止、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

(4) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・周囲でおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する指導。
 - ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識を見つめ直す指導
 - ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
- ※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

(5) 保護者への対応

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ① 事実を迅速に伝える。
- ② 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ① 事実を迅速に伝える。
- ② いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

ウ 保護者同士が対立する場合に対して

- ① 教員が間に入り、関係調整を行う場合がある。
- ② 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ③ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ④ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

エ 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ① 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法の協議
- ② 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ① 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ② 犯罪等の違法行為がある場合

- ウ 福祉関係との連携
 - ① 家庭の養育に関する指導・助言
 - ② 家庭での生徒の生活状況や環境の把握
- エ 医療機関との連携
 - ① 精神保健に関する相談
 - ② 精神症状についての治療、指導・助言

9 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為を指す。特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ① フィルタリングの設定・活用の推進
- ② 保護者による見守りの啓発

イ 情報教育の充実

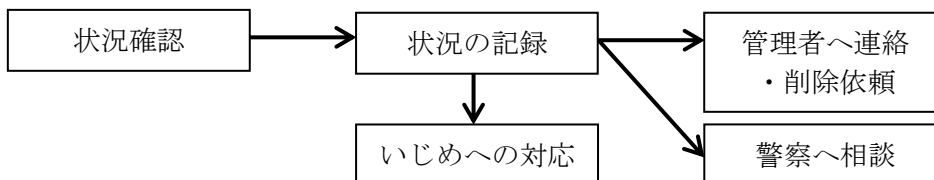
- ① 科目「工業情報数理」「情報処理」における情報モラル教育の充実
- ② 専門家等によるネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ① 被害者からの訴え
- ② 閲覧者からの情報提供
- ③ ネットパトロールによる巡回

イ 不当な書き込みへの対処



10 いじめの重大事態への対応

(1) 基本的な考え

いじめ防止対策推進法に定める重大事態が発生した疑いがあると認められる場合には、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、いじめ防止対策委員会が迅速に事実関係を把握し、道教委に速やかに連絡するとともに、指導・支援を受けながら関係機関と連携して必要な措置を講じる。

(2) 重大事態とは

ア 生徒の生命および心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 精神性の疾患を発症した場合
- ③ 身体に重大な障害を負った場合
- ④ 高額の金品を奪われた場合

イ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。

① 年間の欠席が30日程度以上となった場合

② 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

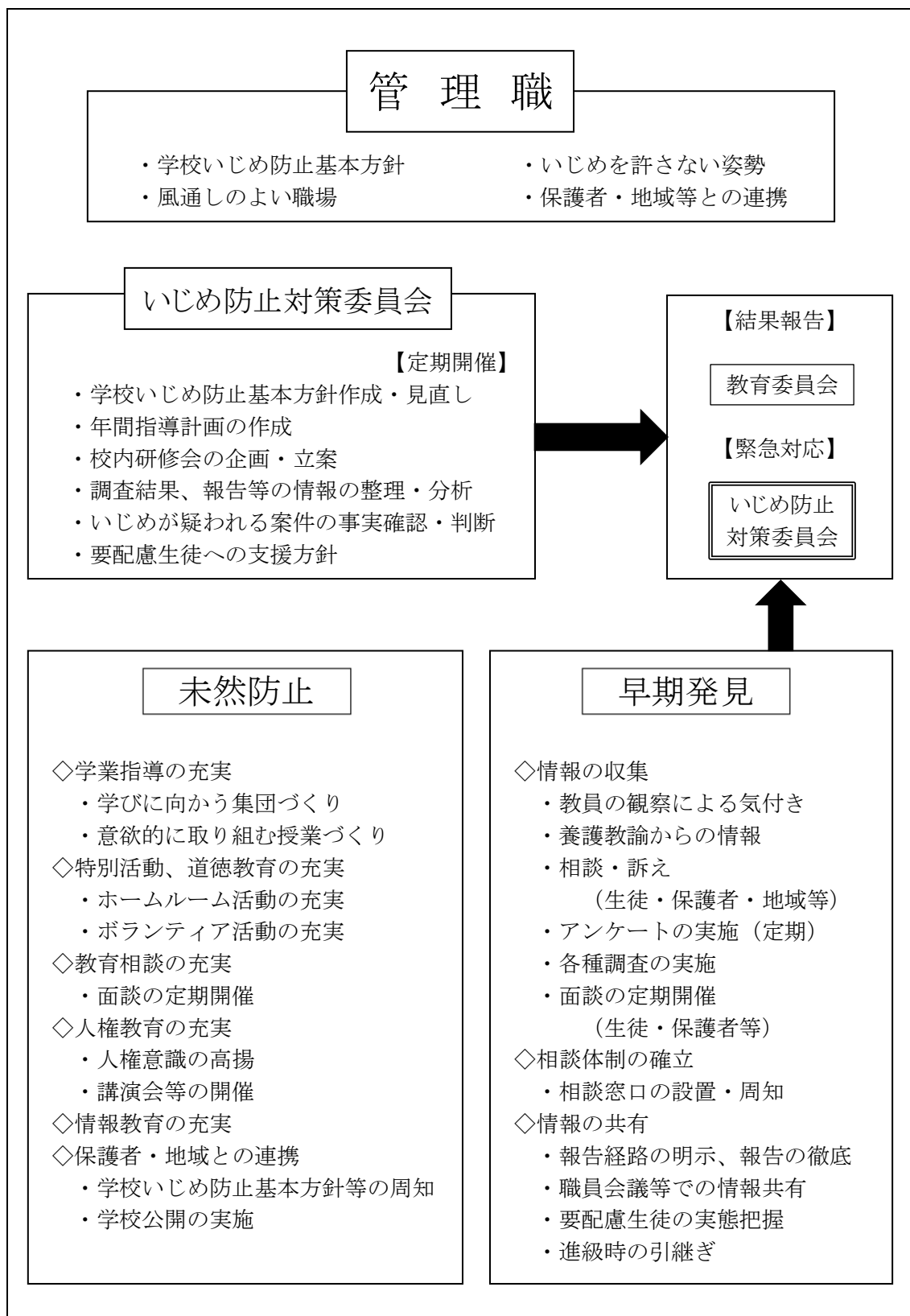
(3) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に全面的に協力する。

平成30年4月8日策定
令和元年5月31日改訂
令和5年9月29日改訂
令和6年4月30日改訂
令和7年4月25日改訂
令和8年4月24日改訂

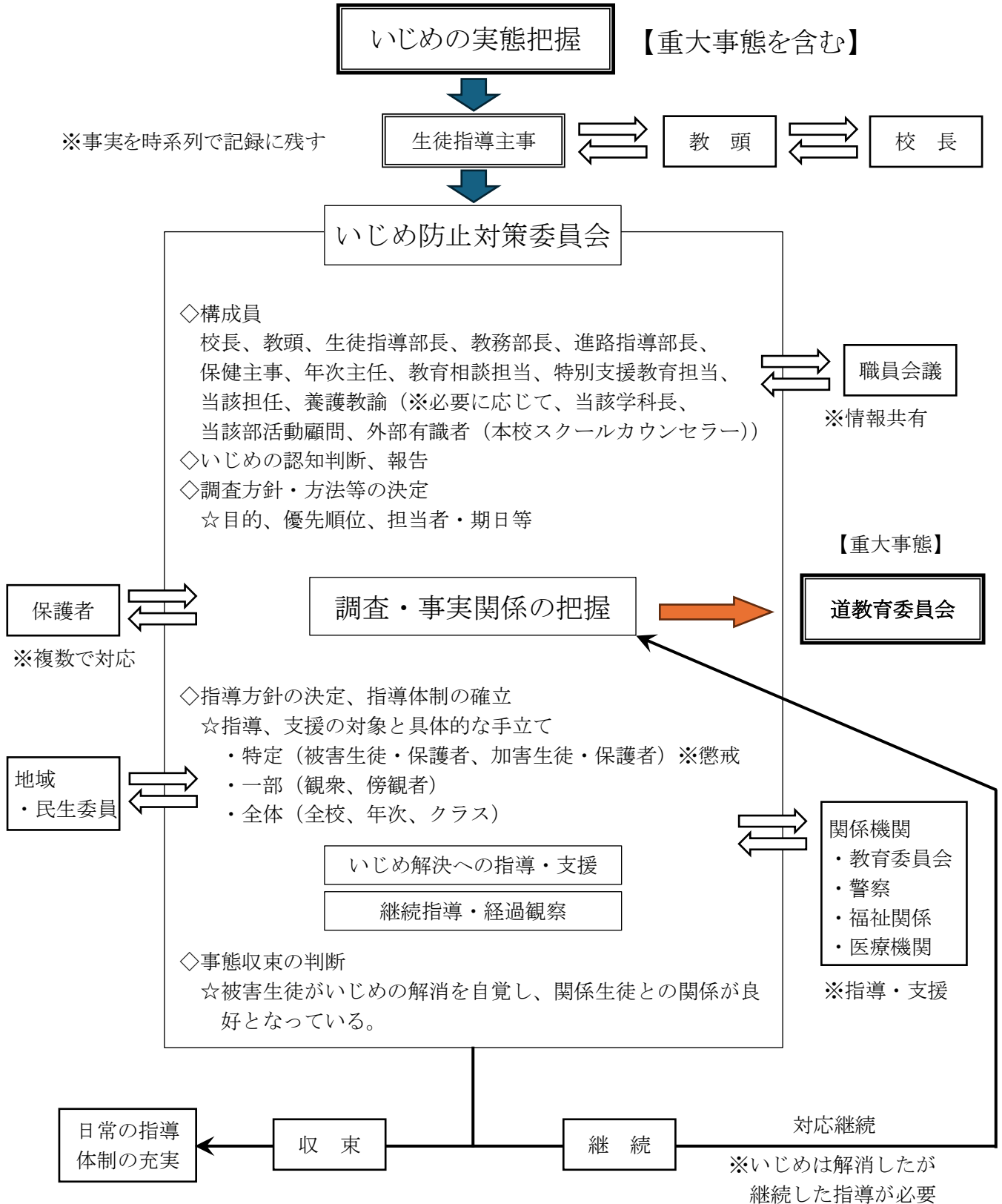
別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員が目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる座席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 忽然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめられている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。